

春日井市開発行為等連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市開発行為等に関する指導要綱（平成10年10月1日施行。以下「指導要綱」という。）第38条第2項の規定に基づき、春日井市開発行為等連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び審査するものとする。

- (1) 指導要綱の規定に基づく事前協議に関すること。
- (2) 指導要綱の運用に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、まちづくり推進部長をもって充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係課長を臨時委員として置くことができる。

(会長)

第4条 会長は、協議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、原則として協議会を開催する日の7日前までに、協議に係ると認める委員及び臨時委員に対して協議会を開催する日時、場所その他必要な事項を通知し、かつ、必要があると認めるときは、関係図書を送付するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により会長が出席を求めた委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、あらかじめ会長が指名する委員が充たる。

(議事の非公開)

第6条 協議会の議事は、非公開とする。

(協議会の特例)

第7条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第5条第3項中「前項の規定により会長が出席を求めた委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない」とあるのは「第7条第1項の規定により可否を問われた委員の半数以上が可否を表明しなければ成立しない」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり推進部建築指導課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 春日井市住宅地開発連絡協議会設置要綱（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部	企画政策課長
総務部	総務課長
総務部	市民安全課長
財政部	管財契約課長
市民生活部	市民活動推進課長
産業部	経済振興課長
産業部	農政課長
健康福祉部	地域福祉課長
青少年子ども部	子育て推進課長
青少年子ども部	保育課長
環境部	環境政策課長
環境部	環境保全課長
環境部	清掃事業所長
まちづくり推進部	都市政策課長
まちづくり推進部	都市整備課長
まちづくり推進部	建築指導課長
建設部	道路課長
建設部	公園緑地課長
建設部	河川排水課長
上下水道部	上下水道経営課長
上下水道部	上下水道業務課長
上下水道部	下水建設課長
上下水道部	水道工務課長
教育委員会	教育総務課長
教育委員会	学校教育課長
教育委員会	文化財課長
消防本部	消防救急課長
消防本部	予防課長